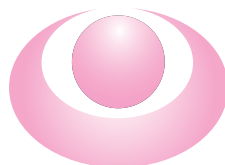


平成28年1月1日 新年号

東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第30号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。
「宇宙」をイメージしております。



中野サンプラザ総会にて

目次

◇新年のご挨拶

総代表	横尾 和儀	2 P
代表社員 銀座事務所所長	松本 康之	2 P
代表社員 小金井事務所所長	岩戸 三和	2 P
代表社員 足利事務所所長	氏家 健二	2 P
新宿事務所所長	井出 俊一	3 P
武蔵野事務所所長	林 久美子	3 P
埼玉事務所所長	橋本 直樹	3 P
佐久事務所所長	井出 高人	3 P

◇税務特集

最近の税政改正について	4 ~ 5 P
マイナンバー制度の概要と税務への影響	6 ~ 7 P

◇事務所だよりコーナー / 編集後記	8 P
--------------------	-----



新年のご挨拶



総代表
横尾 和儀

新年明けましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

いよいよ今年より、不安を残しながらもマイナンバー制度がスタートします。そして来年度より改定になる消費税率に向けての調整も佳境を迎えます。顧問先の皆様に対し、東京さくら会計事務所は情報発信をして参ります。

今年も職員一同研鑽に励んで参りますのでよろしくお願い申し上げます。この新しい年が、皆様にとりまして、益々のご繁栄とご健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げます、新年の御挨拶といたします。



代表社員 銀座事務所所長
松本 康之

昨年初めて新年のご挨拶をさせていただきましたが、皆様のお力添えにより1年を過ごし、またご挨拶の機会をいただきました。

昨年の相続税増税、本年よりのマイナンバー制度の導入、さらに来年4月には消費税の10%への増税と、今までにも増して会計事務所の真価が問われることとなります。私ども東京さくら会計事務所では職員一同が日々研鑽を積み、お客様にご安心してお任せいただける体制を整えております。今後とも良き相談相手として歩んで行きたいと存じます。

最後になりましたが、本年が顧問先の皆様にとりより良い一年となるようにお祈り申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。



代表社員 小金井事務所所長
岩戸 三和

今年は、小金井事務所所長としてご挨拶申し上げます。小金井事務所はスタッフ25名の事務所です。人数が多い分個性も豊かになりますが、志を同じくする者同士が仕事上の困難を分かち合い、喜びをともにすることで大きな「力」に変えられる事務所が目標です。

昨今、税制とそれに関わる制度が大きく変わりました。相続・消費税増税、所謂マイナンバーの導入です。顧問先様におかれましては、対処に不安を感じていらっしゃる事と存じます。どうか弊事務所にご相談下さい。皆様のパートナーとして日々研鑽を重ねて参ります。引続きご愛顧をお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとりまして良き年になります様、心よりご祈念申し上げます。



代表社員 足利事務所所長
氏家 健二

足利事務所の所長として仕事をさせていただき、早いもので丸2年が経過いたしました。まだまだ至らない点も多々あるかとは思いますが、足利、埼玉の顧問先の皆様におかれましては、その間も過分のご厚情を賜り本当にありがとうございます。

私は常々お客様の声が届く事務所を心がけております。会計事務所とお客様とのコミュニケーションが十分に取れていることが最重要と考えておりますので、顧問先の皆様も、どんな些細な事でも結構ですので、お伺いしているスタッフにお話しいただければ幸いです。

最後に今年一年が皆様方にとって最良の年となりますように心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新宿事務所所長
井出 俊一

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、平成 28 年の新春を、健やかにお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

基礎控除額が 4 割カットされた相続税の申告が始まっています。どのくらい申告件数が増えたか公表されていませんが、当事務所で扱った件数でも特に増えたわけでもありません。申告期限に間に合わなかった方が少ないことを祈るばかりです。

皆様方には、お体を十分にご自愛のうえ、ご事業のますますのご発展とご繁栄の年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



武蔵野事務所所長
林 久美子

昨年 7 月より武蔵野事務所所長に就任いたしました。武蔵野事務所は少人数ですが、気楽に立ち寄れて、何でも相談できる、そんな事務所にしていきたいと考えております。

さて、今年の干支は丙申です。丙は「明らか」という意味があり、申は「呻く（うめく）」つまり果実が成長し固まっていく状態を表しています。これまでの頑張りが形になっていく年。顧問先様の今後のさらなる発展につながる何かを見つけるために、スタッフ全員が情熱と誠意をもってサービスを提供いたします。

最後に、今年一年が皆様にとりまして素晴らしい年になります様、心よりご祈念申し上げます。



埼玉事務所所長
橋本 直樹

埼玉事務所も 9 年が経過し、この 1 月から 10 年目を迎えることとなりました。ここまで、無事に事務所を進めてこられたのも、ひとえに関与先の皆様のおかげでございます。深く感謝申し上げます。

昨年は、事務所が 3 階へ移転し、また、スタッフを増員しました。10 年目という節目の年を迎えるにあたり、新たな土台作りができた年となりました。

本年も節税・税務判断だけではなく財務・経営・資金繰りまでトータルでアドバイスさせて頂き、中小企業のサポーターとして全力で取り組んで参ります。

新しい年に関与先の皆様にとって素晴らしい年となりますよう、心よりご祈念申し上げます。



佐久事務所所長
井出 高人

昨年 12 月から佐久事務所として皆さんの仲間入りをしましたのでよろしくお願い致します。

前身の井出会計事務所は昨年で丁度 40 周年になりました。場所は、八ヶ岳東麓の長野県南牧村で、小梅線海尻駅から 3 分、標高は 1,010m で冬になると零下 15℃になることも屡々です。隣の川上村の高原野菜農家が主な顧問先です。都会地の顧問先と違って非常に季節性が強く、従って当事務所の職員は 4 月から 11 月迄は 2 名と少ないですが、1 月には全員で 15 名程になります。当地は夏もクーラーが不要な程涼しく又冬は近所にスキー場もあります。近くにお越しの際は事務所にも是非お立ち寄り下さい。



税 務 特 集



最近の税制改正のうち、皆様に身近なものをいくつかご紹介いたします。

<法人税>

(1) 繰越欠損金の繰越期間延長

①内容

現行 9 年間の繰越欠損金の繰越期間が10年間に延長されます。

②適用時期

平成29年 4 月 1 日以降開始事業年度から。

<贈与税>

(1) 直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税

① 内容

住宅市場の活性化及び消費税10%への引き上げ後の需要落ち込みへの対応として、直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置が延長・拡充されます。

(消費税8%の場合)

住宅家屋の取得契約締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の場合
～平成27年12月	1,500万円	1,000万円
平成28年 1 月～平成29年 9 月	1,200万円	700万円
平成29年10月～平成30年 9 月	1,000万円	500万円
平成30年10月～平成31年 6 月	800万円	300万円

(消費税10%の場合)

住宅家屋の取得契約締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の場合
平成28年10月～平成29年 9 月	3,000万円	2,500万円
平成29年10月～平成30年 9 月	1,500万円	1,000万円
平成30年10月～平成31年 6 月	1,200万円	700万円



(2) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税

①内容

以前から、必要な都度に扶養義務者から受ける生活費や教育費、結婚・子育てに係る費用は贈与税の非課税とされていましたが、改正により個人の結婚・子育てに充てるための資金を直系尊属から20歳以上50歳未満の子や孫に対して、金融機関に信託等された金銭等については、受贈者1人あたり1,000万円まで贈与税を非課税とする特例が創設されました。

②適用時期

平成27年4月1日～平成31年3月31日の贈与に適用。

<住民税>

(1) ふるさと納税

①内容

個人住民税における都道府県または市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）について、次の措置が講じられました。

(ア) 特例控除の控除限度額が個人住民税所得割額の20%（現行10%）に引き上げられることになりました。

(イ) 確定申告を必要とする申告手続について、当分の間の措置として、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合は、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、ワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

ただし、この特例は5か所を超える地方公共団体に寄附を行う場合には適用されません。

②適用時期

(ア) 平成28年度以降分の個人住民税について適用。

(イ) 平成27年4月1日以後の行われる寄附について適用。



<固定資産税>

(1) 空家の敷地に係る固定資産税

①内容

全国的に問題となっている空家対策として、固定資産税の住宅用特例措置が見直されました。周辺の生活環境保全を図るため放置することが不適切な空家（特定空家等）の所有者に対して、市町村長が必要な措置をとることを勧告した場合には、その特定空家等に係る敷地は固定資産税等の住宅用地特例（200㎡まで1/6、200㎡を超える部分1/3）の対象から除外されることとなりました。

②適用時期

平成27年5月26日以降に市町村長の勧告を受け、その勧告が解除されることなく、平成28年1月1日を迎えた場合、その特定空家等に係る敷地は住宅用特例の適用から除外されることとなります。

※ご質問につきましては当事務所担当者までお気軽にお申し出下さい。



税 務 特 集



マイナンバー制度の概要と税務への影響

平成 28 年からマイナンバー制度がスタートします。

今回は簡単な概要と税務への影響を述べたいと思います。

(平成 27 年 11 月現在の状況に基づいております)

【1】概要

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。要するにすべての情報が一括して管理されます。

【2】効果（行政サイドとしての）

- (1) 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止します。
- (2) 添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、手続・手間が軽減されます。
- (3) 行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

【3】利用開始時期

平成28年 1 月から、行政手続にマイナンバーが必要になります。

平成27年10月以降に、マイナンバーを通知するための通知カードが配布されます。

また、平成28年 1 月以降には、様々なことに利用出来る個人番号カードが申請により交付されます。

(1) 通知カード

通知カードは、紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本 4 情報）、マイナンバーが記載されたものになります。

(2) 個人番号カード

個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写が表示されます。

平成27年10月以降に通知カードでマイナンバーが通知された後に、市区町村に申請すると、平成28年 1 月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請が行えることや、お住まいの自治体の図書館利用証や印鑑登録証など各自治体が条例で定めるサービスにも使用できます。



【4】税分野での影響

税務署に提出する法定調書等に、従業員や株主等の個人番号を記載しなければなりません。言い方を変えると、記載された状態で各行政機関に報告されます。

記載される申告書等は以下の書面などです。

- 法人税確定申告書
- 個人所得税等確定申告書
- 給与所得の源泉徴収票
- 退職所得の源泉徴収票
- 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 不動産の使用料等の支払調書等

個人番号（マイナンバー）を記載

税務以外では社会保険関係の書類にも全て番号が記載されます、

確定申告時に不足情報があり、ご本人に行政機関で確認して頂く必要がある場合などは、かなりスピーディーに調べられるのではないかと思います。



事務所だよりコーナー



研修旅行



昨年11月、情報交換と交流のため、日帰り社員研修旅行を行いました。

当日は幸い天候にも恵まれ、自然と風情のあふれる浜離宮恩賜庭園を散策後、ランチクルーズでおいしい料理と心地よい風を味わい、最後は東京スカイツリーにて眼下に広がる街並みを満喫しました。

楽しいひと時を共に過ごし、より一層団結力が強まったことと思います。

写真は、ランチクルーズで的一幕。レインボーブリッジ、お台場、大井埠頭、羽田空港沖といった東京湾の見所スポットを巡りました。



佐久事務所の紹介



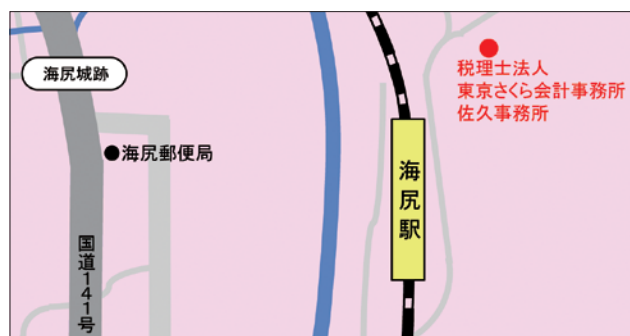
当事務所は、長野県南東八ヶ岳麓で南佐久郡南牧村に所在し、JR小梅線海尻駅から徒歩3分の場所にあります。

開業より40年にわたりご愛顧を賜りました井出会計事務所が、昨年12月より税理士法人東京さくら会計事務所の一員になりました。職員は、所長を含め15名です。

当事務所のお客様も多くいらっしゃる南牧村野山には、国立天文台があるなど、宇宙観測拠点の村です。宇宙観測や観光等で南牧村にお越しの際は、お気軽にお立ち寄りください。

<アクセスマップ>

所在地：〒384-1301 長野県南佐久郡南牧村2306-1



編集後記



昨年は三菱重工業が手掛ける「三菱リージョナルジェット (MRJ)」の初飛行が話題となりました。約半世紀ぶりに開発された国産旅客機が日本の空を飛行する姿に多くの人が感動しました。今後、世界の翼へと希望が大きく膨らみます。

2016年1月からマイナンバー制度が開始されました。マイナンバー制度は、私たちの生活や職場にも大きな影響を及ぼします。もうマイナンバー対策はお済みでしょうか？制度を理解し、十分な対策を進めていきましょう。

今年一年が皆様にとって最良の年となることを心よりお祈り申し上げます。

税理士法人 東京さくら会計事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-5
ウイングビル
TEL 03-3561-7501
FAX 03-3567-5677

編集発行人 税理士 横尾 和儀
印 刷 株式会社 税経